

レーシックホットライン 実施要領

1 趣旨及び目的

レーシック手術（※）の施術による健康被害の実態を把握するとともに、被害の救済を行うことを目的として、レーシック手術により健康被害を受けた被害者を対象とするレーシックホットラインを実施し、被害に関する電話相談を行なう。

※マイクロケラトームという器具で角膜の表層をドア状に切開し（これをフラップという。）、角膜の中心にエキシマレーザーを照射して削って角膜のカーブを調節した上で、フラップを元に戻すことにより視力を矯正する手術。

2 レーシックホットライン実施主体

レーシックホットラインは、医療問題弁護団（東京）が実施主体となり、同弁護団に所属する弁護士が個別の相談にあたる。

3 レーシックホットラインで対象とする相談事項

レーシックホットラインにおいては、レーシック手術の施術により受けた健康被害に関する相談を対象とする。

なお、対象外の相談については、医療問題弁護団が常時実施している法律相談において別途受け付けている（第7項参照）。

4 レーシックホットライン実施日時及び電話番号

平成25年12月21日（土） 午前9時15分～午後5時（※）

電話番号 03-6869-8391

※レーシックホットライン実施日時以外は、上記電話番号は使用できない。

5 レーシックホットライン実施の流れ

レーシックホットラインでは、レーシック手術に関する医学的知見を習得し検討すべき法的問題点を把握した弁護士が、被害者からの相談を電話にて受け付け、治療の経緯や被害状況等を聴取した上で、事案に応じたアドバイスを行う。一件あたりの相談時間は20分程度を上限とする。

弁護士が面談による相談を行なうことが適当と判断し、かつ、相談者が希望する場合には、弁護士による面談相談を行なう。面談相談を行なう際には、後述のとおり、相談者は相談料として5250円（消費税込み）を支払うことを要する。

面談による相談実施後、弁護士は、必要に応じ、眼科の協力医に当該事案の概要について説明のうえ、施術内容の問題点等に関し、医学的見地からアドバイスを受ける。

協力医の意見を踏まえて、弁護士が法的責任を追及できる可能性があると判断する場合には、その後の進め方について相談者と協議する。相談者が希望する場合には、弁護士の間で協議の上、調査や示談交渉等を内容とする委任契約を締結し、法的責任追及の可否に関する調査や示談交渉を進める。

6 費用等

レーシックホットラインでの電話相談は無料とする。但し、通話に要する料金は相談者の負担とする。

弁護士との面談相談を行う場合には、相談者は相談料として5250円（消費税込み）を支払うことを要する。

調査や示談交渉等についての委任契約を締結する際の手数料や報酬等の金額は、事案の内容を勘案の上で、弁護士と相談者の協議により定める。

7 その他

レーシックホットライン対象外の相談や、ホットライン終了後のレーシックに関する法律相談は、医療問題弁護団が常時実施している法律相談において受け付ける（問い合わせ先：医療問題弁護団事務局 03-5698-8544）。

なお、同法律相談を受ける場合には、相談者は相談料として1万5000円（消費税込み）を支払うことを要する。

以上

【ホットラインに関する問い合わせ先】

医療問題弁護団幹事・銀座眼科被害対策弁護団事務局長

弁護士 梶 浦 明 裕 （東京グリーン法律事務所所属）

TEL：03-5501-3641 FAX：03-5501-3648

E-mail：kajiura@greenlaw.ne.jp